

ID: 94

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	八頭町放課後児童クラブ施設条例施行規則 第2条		
例規番号	平成18年規則第20号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第2条 放課後児童クラブ施設を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、八頭町放課後児童クラブ施設利用許可申請書(様式第1号)を利用予定日前30日から2日までの間に町長に提出しなければならない。ただし、町において特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文、第3条及び八頭町放課後児童クラブ施設条例第5条の規定による。 (利用許可の制限) 第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、放課後児童クラブ施設の利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (2) その他不相当と認められる者</p> <p>(利用者の範囲) 第5条 放課後児童クラブ施設の利用者の範囲は、学童保育事業を利用する者とする。ただし、町長が適当と認めた場合は、これ以外のものに利用させることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日